

平成15年7月25日

各 位

会社名 東急建設株式会社  
代表者名 取締役社長 落合和雄  
(コード番号 1855 東証・大証第1部)  
問合せ先 財務部長 濱名 節  
(TEL. 03-5466-5048)

### 第三者割当増資（優先株式の発行）に関するお知らせ

当社は、平成15年7月25日開催の取締役会において、既に公表しております優先株式の発行について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 甲種優先株式発行要領

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 種類株式名称   | 東急建設株式会社 甲種優先株式 (以下「甲種優先株式」という) |
| (2) 発行新株式数   | 甲種優先株式 80,000,000株              |
| (3) 発行価額     | 1株につき 500円                      |
| (4) 発行価額の総額  | 40,000,000,000円                 |
| (5) 資本組入額    | 1株につき 250円                      |
| (6) 資本組入額の総額 | 20,000,000,000円                 |
| (7) 申込期日     | 平成15年8月27日(水)                   |
| (8) 払込期日     | 平成15年8月28日(木)                   |
| (9) 配当起算日    | 平成15年4月1日                       |

##### (10) 割当先および株式数

発行する株式を下記のとおり割当てます。

株式会社東京三菱銀行	41,600,000株
株式会社みずほコーポレート銀行	12,000,000株
三菱信託銀行株式会社	9,600,000株
中央三井信託銀行株式会社	8,800,000株
住友信託銀行株式会社	8,000,000株

##### (11) 優先配当金

普通株式1株あたりの利益配当の10倍の配当をします。

##### (12) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、甲種優先株式を有する株主（以下「甲種優先株主」という）または甲種優先株式の登録質権者（以下「甲種登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という）および後配株式を有する株主（以下「後配株主」という）または後配株式

の登録質権者（以下「後配登録質権者」という）ならびに乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という）または乙種優先株式の登録質権者（以下「乙種登録質権者」という）に先立ち、甲種優先株式1株につき500円を限度として支払います。甲種優先株主または甲種登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

(13) 議 決 権

甲種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

(14) 消 却

当社はいつでも甲種優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入れ価額により消却することができます。

(15) 償 還 請 求 権

甲種優先株主は、当社の前営業年度の利益処分計算書における「当期末処分利益」が10億円を超えている場合、平成18年、平成21年および平成24年の8月1日から8月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という）において「当期末処分利益」の50%から、当社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入れを既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、甲種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができます。当社は、償還請求可能期間満了の日から1か月以内に法令の定めに従い、償還手続きを行うものとします。

ただし、前記限度額を超えて優先株主からの償還請求があった場合、乙種優先株式に優先して甲種優先株式を償還するものとし、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定します。

また、償還価額は、甲種優先株式1株につき500円とします。

(16) 新 株 引 受 権 等

当社は法令に別段の定めがある場合を除き、甲種優先株式について株式の併合または分割は行いません。甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えません。

(17) 優 先 順 位

発行する各種の優先株式の優先配当金の支払順位は、同順位とします。

(18) 分割に際して発行する株式の割当

甲種優先株主は、平成15年6月25日開催の定時株主総会決議に係る会社分割により、TCホールディングズ株式会社が分割に際して発行する新株の割当は受けられないものとします。

## 2. 乙種優先株式発行要領

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 種類株式名称   | 東急建設株式会社 乙種優先株式 (以下「乙種優先株式」という) |
| (2) 発行新株式数   | 乙種優先株式 80,000,000株              |
| (3) 発行価額     | 1株につき 500円                      |
| (4) 発行価額の総額  | 40,000,000,000円                 |
| (5) 資本組入額    | 1株につき 250円                      |
| (6) 資本組入額の総額 | 20,000,000,000円                 |
| (7) 申込期日     | 平成15年8月27日(水)                   |
| (8) 払込期日     | 平成15年8月28日(木)                   |
| (9) 配当起算日    | 平成15年4月1日                       |

### (10) 割当先および株式数

東京急行電鉄株式会社に全株式を割当てます。

### (11) 優先配当金

普通株式1株あたりの利益配当の10倍の配当をします。

### (12) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、乙種優先株主または乙種登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および後配株主または後配登録質権者に先立ち、乙種優先株式1株につき500円を限度として支払います。乙種優先株主または乙種登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

### (13) 議決権

乙種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

### (14) 消却

当社は甲種優先株式が全て消却された後は、いつでも乙種優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入れ価額により消却することができます。

### (15) 償還請求権

乙種優先株主は、当社の前営業年度の利益処分計算書における「当期末処分利益」が10億円を超えている場合、平成18年、平成21年および平成24年の8月1日から8月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という)において「当期末処分利益」の50%から、当社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入れを既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、乙種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができます。当社は、償還請求可能期間満了の日から1か月以内に法令の定めに従い、償還手続きを行うものとします。

ただし、前記限度額を超えて優先株主からの償還請求があった場合、乙種優先株式に優先して甲種優先株式を償還するものとし、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定します。

また、償還価額は、乙種優先株式1株につき500円とします。

(16) 新株引受権等

当社は法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割は行いません。乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えません。

(17) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金の支払順位は、同順位とします。

(18) 分割に際して発行する株式の割当

乙種優先株主は、平成15年6月25日開催の定時株主総会決議に係る会社分割により、TCホールディングズ株式会社が分割に際して発行する新株の割当は受けられないものとします。

3. 今回の増資による発行済株式総数の推移

・現在の発行済株式総数	1,285,000,000株
（普通株式	785,000,000株）
（後配株式	500,000,000株）
・増資による増加株式数	160,000,000株
（甲種優先株式	80,000,000株）
（乙種優先株式	80,000,000株）
・増資後発行済株式総数	1,445,000,000株
（普通株式	785,000,000株）
（後配株式	500,000,000株）
（甲種優先株式	80,000,000株）
（乙種優先株式	80,000,000株）

4. 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

自己資本の充実および財務基盤の強化を図るものです。

(2) 増資調達資金の用途

借入金返済の一部に充当する予定です。

5 . 割当先の概要

名 称	株式会社東京三菱銀行
割 当 株 式 数	甲種優先株式 41,600,000株
払 込 金 額	20,800,000,000円
住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 三木 繁光
資 本 の 額	871,973百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	普通株式 5,019,469,546株 優先株式 81,400,000株
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(100%)
主 な 事 業 の 内 容	銀行業
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 - 株 (-%) 割当先が保有している当社の株式の数 19,468,575株(1.52%) 人 的 関 係 なし 取 引 関 係 預金・借入等

名 称	株式会社みずほコーポレート銀行
割 当 株 式 数	甲種優先株式 12,000,000株
払 込 金 額	6,000,000,000円
住 所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 齋藤 宏
資 本 の 額	1,070,965百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	普通株式 6,831,124,612株 第二回第四種優先株式 64,500,000株 第三回第三種優先株式 53,750,000株 第四回第三種優先株式 53,750,000株 第五回第五種優先株式 18,810,000株 第六回第六種優先株式 57,000,000株 第七回第七種優先株式 57,000,000株 第八回第八種優先株式 85,500,000株 第九回第九種優先株式 121,800,000株 第十回第十種優先株式 121,800,000株 第十一回第十三種優先株式 721,930,000株
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	第十一回第十三種優先株式 株式会社みずほフィナンシャルグループ(100%) 上記以外株式 株式会社みずほホールディングス(100%)
主 な 事 業 の 内 容	銀行業
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 - 株 (-%) 割当先が保有している当社の株式の数 6,065,487株(0.47%) 人 的 関 係 なし 取 引 関 係 預金・借入等

名 称	三菱信託銀行株式会社
割 当 株 式 数	甲種優先株式 9,600,000株
払 込 金 額	4,800,000,000円
住 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
代表者の役職・氏名	取締役社長 内海 暎郎
資 本 の 額	324,279百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	普通株式 1,655,609,109株 第一回第一種優先株式 100,000,000株
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(100%)
主 な 事 業 の 内 容	銀行業、信託業
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 - 株 (-%) 割当先が保有している当社の株式の数 7,932,535株 (0.62%) 人 的 関 係 なし 取 引 関 係 預金・借入等

名 称	中央三井信託銀行株式会社
割 当 株 式 数	甲種優先株式 8,800,000株
払 込 金 額	4,400,000,000円
住 所	東京都港区芝三丁目33番1号
代表者の役職・氏名	取締役社長 田辺 和夫
資 本 の 額	349,894百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	普通株式 1,224,365,606株 第一回甲種優先株式 20,000,000株 第二回甲種優先株式 93,750,000株 第三回甲種優先株式 156,406,250株
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	三井トラスト・ホールディングス株式会社(100%)
主 な 事 業 の 内 容	銀行業、信託業
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 - 株 (-%) 割当先が保有している当社の株式の数 8,206,500株 (0.64%) 人 的 関 係 なし 取 引 関 係 預金・借入等

名 称	住友信託銀行株式会社
割 当 株 式 数	甲種優先株式 8,000,000株
払 込 金 額	4,000,000,000円
住 所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号
代表者の役職・氏名	取締役社長 高橋 温
資 本 の 額	287,015百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	普通株式 1,464,097,764株 第一回優先株式 125,000,000株
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	普通株式 日本マスタートrust信託銀行株式会社(信託口) 96,211千株(6.57%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 92,238千株(6.29%) 住友生命保険相互会社 33,388千株(2.28%) 第一回優先株式 株式会社整理回収機構 125,000千株(100%)
主 な 事 業 の 内 容	銀行業、信託業
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 - 株 (-%) 割当先が保有している当社の株式の数 6,966,000株(0.54%) 人 的 関 係 なし 取 引 関 係 預金・借入等

名 称	東京急行電鉄株式会社
割 当 株 式 数	乙種優先株式 80,000,000株
払 込 金 額	40,000,000,000円
住 所	東京都渋谷区南平台町5番6号
代表者の役職・氏名	取締役社長 上条 清文
資 本 の 額	108,819百万円 (平成15年3月31日現在)
発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	1,140,970,771株 (平成15年3月31日現在)
大株主及び持株比率 (平成15年3月31日現在)	第一生命保険相互会社 82,545千株(7.23%) 日本生命保険相互会社 78,559千株(6.89%) 株式会社みずほコーポレート銀行 40,853千株(3.58%)
主 な 事 業 の 内 容	鉄軌道事業、不動産事業他
当 社 と の 関 係	資 本 的 関 係 (平成15年3月31日現在) 当社が保有している割当先の株式の数 332,330株(0.03%) 割当先が保有している当社の株式の数 1,006,448,300株(78.32%) 人 的 関 係 割当先の取締役3名が当社の取締役を、割当先の常勤監査役1名および 割当先の従業員2名が当社の監査役を兼務しております。 取 引 関 係 割当先より建設工事を受注しております。

## 6. 増資日程

平成15年7月25日(金)	新株式発行取締役会決議 上場証券取引所での開示 臨時報告書提出
平成15年7月26日(土)	新株式発行決議公告
平成15年8月27日(水)	申込期日
平成15年8月28日(木)	払込期日
平成15年8月29日(金)	資本金増加日

## (ご参考)

- ・ 現行資本金 36,833百万円  
発行済株式数 1,285,000千株  
(内、後配株式 500,000千株)
- ・ 増資後資本金 76,833百万円  
発行済株式数 1,445,000千株  
(内、後配株式 500,000千株  
甲種優先株式 80,000千株  
乙種優先株式 80,000千株)

以 上